

2 委員会設置会社の構造

1 概要

委員会設置会社の大きな特徴は、取締役会は原則として基本事項の決定のみを行い、会社経営は取締役会で選任する執行役が行う点、および取締役の中から選定された3委員会（指名委員会、監査委員会、報酬委員会）が設けられる点にある。しかも、この3委員会は取締役会の諮問機関のような位置づけではなく独立した決定権限を有するので、大変に強力な権限を有していることになる。

他方で、委員会設置会社では監査役を設置することができず（327Ⅳ）、監査役や監査役会と同様の権限は監査委員会及びそのメンバーが行うことになる。

以上のことから、委員会設置会社は監査役会設置会社型の会社とはその設計が大きく異なることになる。

2 取締役、取締役会

委員会設置会社の取締役、取締役会の権限は、監査役会設置会社型の取締役会とは、大きく異なる。

（1）取締役の権限等

委員会設置会社の取締役は、取締役会の構成員にすぎないという点は監査役会設置会社型と同じであるが、法令に規定¹があるほかは、業務を執行する権限を有しない（415）。業務執行は執行役の専権事項となるのである（418）。

委員会設置会社の取締役は、支配人その他の使用人を兼ねることもできない（231Ⅲ）。取締役は業務執行を行う執行役の監督をすることになるが、使用人を兼ねることになるとその執行役の指揮命令を受けることになり、その地位に矛盾が生じるからである。

また、委員会設置会社の取締役の任期は1年とされる（332Ⅲ）。これは、委員会設置会社の取締役、取締役会にはそのほかの会社にはない権限が存在する場面があることから²、取締役の株主総会による信託を、毎年諮る必要があると考えられたからである。

（2）取締役会の構成員

委員会設置会社の取締役会は、取締役全員によって構成される点は監査役会設置会社型と同じであるが、最低3名以上の取締役で構成される各委員会のメンバーに過半数の社外取締役が必要なこと（400）から、必然的に取締役会の構成員の中に、最低2名以上の社外取締役が必要となる。

（3）取締役会の権限

（ア）人事

¹ 会社の組織に関する訴えを提起する権限（828Ⅱ）等がこれにあたる。

² 取締役や執行役の報酬は報酬委員会決定され、株主総会の権限とはされない（404Ⅲ）。また、要件からして、委員会設置会社は剰余金の配当等を取締役会で決定する旨の定款の定めをすることが常に可能である（459Ⅰ）。

まず、取締役会は委員会及び執行役の人事を決定する。

すなわち、各委員会の委員は取締役の中から取締役会の決議で選定する（400Ⅱ）。各委員会の委員の人数は3人以上でなければならず（400Ⅰ）、過半数は社外取締役でなければならない³（400Ⅲ）。委員会の委員は他の委員及び執行役を兼ねることはできるが、監査委員会の委員は、委員会設置会社及びその子会社の執行役、業務執行取締役または委員会設置会社の子会社の会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、支配人その他の使用人を兼ねることができない（400Ⅳ）。各委員会の委員の解職も取締役会の権限である（401Ⅰ）。

また、取締役会は執行役の選解任権限を有する（402Ⅱ、403Ⅰ）。執行役の資格に特に制限はなく取締役の中から選任することもできる（402Ⅵ）。そのため、執行役に選任された取締役は業務執行権限を有することになるが、それはあくまでも執行役としての地位に基づく権限である。

執行役を2人以上選任する場合は、次のことも取締役会において決定する。

- i 代表執行役を選定・解職（420Ⅰ、Ⅱ）。ただし、執行役が1名だけの場合は、その執行役が当然に代表執行役となる（420Ⅰ後段）。
- ii 執行役の職務の分掌及び指揮命令の関係その他の執行役相互の関係に関する事項（416Ⅰ①ハ）。

（イ）権限

1 決定権限

委員会設置会社では、業務執行は執行役が行うことになるため、業務執行の決定は原則として執行役が行うことになる（418①）。そのため、取締役会は会社の基本事項の決定をすることになる。具体的には、

- i 経営の基本方針（416Ⅰ①イ）
- ii 監査委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項（416Ⅰ①ロ）
- iii 執行役が二人以上ある場合における執行役の職務の分掌及び指揮命令の関係その他の執行役相互の関係に関する事項（416Ⅰ①ハ）
- iv 執行役が取締役会の招集をする場合にその請求を受ける取締役（416Ⅰ①ニ）
- v 内部統制システムの構築（416Ⅰ①ホ）

である。これらの事項は必ず決定しなければならず（416Ⅱ）、これら職務を取締役に委任することはできない（416Ⅲ）。

以上のほか、会社法上、本来取締役会の権限とされている事項について、取締役会の決議で、執行役に委任することができることとされており（416Ⅳ本文）、多くの場合、委員会設置会社は執行役への委任をすることが想定されているのである。そのため、募集株式の発行権限なども、執行役に委任できる。

³ 社外取締役とは、当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人でなく、かつ、過去に当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人となったことがないものをいう（2⑮）。

この、大幅に委任可能な点に、委員会設置会社の取締役会の権限の大きな特徴がある。そして、取締役会は、基本事項の決定と上記（ア）の人事権の行使を通じて、後述する執行役等の職務執行の監督をすることになるのである。

ただし、次の事項については、執行役に委任することはできない。これら事項は、株主間の公平の必要があったり、会社の基本的事項であったりすることから、取締役会にその権限が留保されているといえる。

- ・ 譲渡制限株式の譲渡の承認及び指定買取人の指定⁴（416IV①）
- ・ 市場取引または公開買付けで行う自己株式の取得の決定（416IV②）
- ・ 譲渡制限新株予約権の譲渡の承認（416IV③）
- ・ 株主総会の招集等の決定（416IV④）
- ・ 株主総会に提出する議案の内容の決定⁵（416IV⑤）
- ・ 取締役の競業取引・利益相反取引の承認（416IV⑥）
- ・ 取締役会を招集する取締役の決定（416IV⑦）
- ・ 委員会の委員の選定・解職（416IV⑧）
- ・ 執行役の選任・解任、代表執行役の選定・解職（416IV⑨、⑩）
- ・ 監査委員・会社間の訴訟における会社を代表する者の決定⁶（416IV⑩）
- ・ 定款の定めに基づく取締役等の責任免除の決定（416IV⑫）
- ・ 計算書類、臨時計算書類、連結計算書類の承認（416IV⑬）
- ・ 中間配当の決定（416IV⑭）
- ・ 事業譲渡等の内容の決定⁷（416IV⑮）
- ・ 組織再編の内容の決定⁸（416IV⑯乃至⑳）

2 監督権限

取締役会は、取締役や執行役⁹の職務の執行の監督をする（416 I ②）。すでに述べたように、上記人事権及び取締役会に留保された権限を通じて監督権限を実行することになる。そして、この監督権限が取締役に期待された権限であり、執行権限を執行役、監督権限を取締役会と分離し、取締役会を監督権限に特化させることによって委員会設置会社のコンプライアンスの実効性を確保しようとしているといえるのである。

（ウ）運営

委員会設置会社の取締役会の運営方法は、基本的に監査役設置会社の取締役会と大きな違いはない。

⁴ 上場会社においても、譲渡制限株式を種類株式として発行する可能性はありうるので、その場合の譲渡制限株式の譲渡の承認等の場合に問題となる。

⁵ ただし、取締役の選解任の議案の決定権限は指名委員会が、会計監査人の選解任等の議案の決定権限は監査委員会が、それぞれ有する（404 I、404 II ②）ことから、これらの議案の決定は除かれる（416IV⑤括弧書）。

⁶ 監査委員以外の取締役や執行役と会社間の訴訟における会社の代表者は、監査委員の中から監査委員会が選定する（408 I ②）。

⁷ ただし、簡易事業譲渡等、略式事業譲渡等の場合は除かれる。

⁸ ただし、簡易組織再編、略式組織再編の場合は除かれる。

⁹ 会社法は、取締役と執行役（及び会計参与）を含めて「執行役等」と定義している（404 II ①）。

ただし、まず招集について、招集権者の定めがあったとしても委員会が委員の中から選定する者が取締役会を招集することができる（417Ⅰ）。また、執行役は取締役会の目的事項を示して、取締役会が予め定めている取締役に対し、取締役会の招集を請求することができ、請求日から2週間以内の日を取締役会の日とする招集が5日以内に通知されない場合は、招集請求した執行役が自ら招集できる（417Ⅱ）。

また、委員会がその委員の中から選定する者は、遅滞なく、当該委員会の職務の執行の状況を取締役会に報告しなければならない（417Ⅲ）。

そして、3か月ごとの会社の職務執行の取締役会への報告は執行役が行う（417Ⅳ前段）。この報告は、他の執行役に委任することもできる（417Ⅳ後段）。その他にも、取締役会の要求があれば、執行役は取締役会に出席し、取締役会が求めた事項について説明しなければならない¹⁰（417Ⅴ）。

3 委員会

委員会設置会社では、指名委員会、監査委員会、報酬委員会の3つの委員会を設置する必要がある（2⑫）。

（1）委員の選任、終任等

委員会の委員は、それぞれ取締役の中から取締役の決定に基づき3名以上が選定され、そのうちの過半数は社外取締役でなければならない（400Ⅰ乃至Ⅲ）。この3つの委員会には、重要な権限が付与されており、たとえ取締役会でも、この委員会の決定を覆すことはできない。社外取締役が過半数を占める委員会にそれだけ重要な権限が付与されていることになる。

ただし、委員会の委員は、取締役会の決議でいつでも解職することができる（401Ⅰ）。その意味において取締役会による委員会のコントロールが及んでいることになる¹¹。

また、監査委員会の委員に関しては、監査委員会そのものが監査役会に比して理解できる組織であることから、監査役と同様に、監査委員は、会社やその子会社の執行役、業務執行取締役または会社の子会社の会計参与、支配人その他の使用人を兼ねることができない（400Ⅳ）。そのため、監査委員に選定された取締役は、取締役としての職務を行うほかは、監査委員としての職務に選任しなければならないことになる。

（2）指名委員会

指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する（404Ⅰ）。会社経営者である取締役候補者の人選を、取締役会ではなく社外取締役が過半数を占める指名委員会の専権事項とすることにより、取締役候補者の適切な人選がなされることが期待される。

¹⁰ この規定は、取締役以外のものを執行役として選任した場合に、特に意味があるといえよう。

¹¹ その他、欠員が生じた場合の処理は、役員の場合とほぼ同じで、次の委員が選任されるまではなお委員としての権利義務を有し（401Ⅱ）、裁判所が必要があると認める場合は、利害関係人の申し立てにより一時委員を選任できる（401Ⅲ）。一時委員の報酬は裁判所が決める（401Ⅳ）。

(3) 監査委員会

監査委員会は、取締役や執行役の職務執行の監査及び監査報告書の作成、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定をする(404Ⅱ)。

監査委員会の基本的職務は、以下に述べるように監査役会設置会社の監査役会とほぼ同様の職務であり、業務監査及び会計監査を行うことになるが、そのほかに会計監査人候補者の人選も専権事項とされているのである。

監査委員会が選定する監査委員は、いつでも、取締役や執行役及び支配人その他の使用人に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、または会社の業務及び財産の状況の調査をすることができ(405Ⅰ)、監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の職務を執行するため必要があるときは、子会社に対して事業の報告を求め、またはその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることもできる(405Ⅱ)。ただし、子会社に正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる(405Ⅲ)。これらの権限を行使する監査委員は、監査委員会の決議に従って職務を行使する必要がある(405Ⅳ)。

また、監査委員は、取締役や執行役が不正行為をし、もしくは不正行為をするおそれがあると認めるとき、または法令・定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を取締役会に報告しなければならない(406)。取締役会による善処を求めるためであるが、さらに監査委員は、取締役や執行役が会社の目的の範囲外の行為その他法令・定款に違反する行為をし、または法令・定款違反の行為をするおそれがある場合において、当該行為によって会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該取締役や執行役に対し、当該行為の差止めを請求することができる(407Ⅰ)。差止めの仮処分を行う場合は、裁判所は担保を立てないで命令を出す(407Ⅱ)。

取締役・執行役と会社間の訴訟において会社を代表する者は、基本的に監査委員会が監査委員の中から選定する(408Ⅰ②)。ただし、監査委員たる取締役と会社との訴訟においては、取締役会で定める¹²(408Ⅰ①)。取締役・執行役が会社を訴える場合、訴状の送達は監査委員に対して行う(408Ⅱ)。

代表訴訟を提起する前提としての、株主からの責任追及の請求の受領者、代表訴訟における会社に対する訴訟告知、和解の通知・催告の受領者も監査委員になる(408Ⅲ)。

また、監査委員が十分な活動をするために、その職務の執行について会社に対して次に掲げる請求をしたときは、会社は、当該請求に係る費用または債務が当該委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない(404Ⅳ)。

- i 費用の前払の請求
- ii 支出をした費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求
- iii 負担した債務の債権者に対する弁済(当該債務が弁済期にない場合にあっては、相当の担保の提供)の請求

¹² ただし、株主総会で代表者を定めた場合は、その者が会社を代表する(408Ⅰ①括弧書)。

(4) 報酬委員会

報酬委員会は、取締役と執行役の個人別の報酬の内容を決定する。執行役が使用人を兼務するときは、その使用人としての報酬も報酬委員会が決定する(404Ⅲ)。

監査役会設置会社の場合、取締役の報酬は株主総会で決定するが(361Ⅰ)、実際はその議案の決定は取締役会で行い、株主総会決議の内容も全取締役の総額の決定のみを行い、個人別の報酬は取締役会に委任されるという決議内容であることが多く、しかも一度株主総会で決議されると、次年度以降もその決議に従うと解釈されていることから、報酬総額の増額なされない限り次年度以降は株主総会の決議にかからないというのが常態である。そこで、取締役と執行役の報酬の決定を、社外取締役が過半数を占める報酬委員会の専権事項とし、事実上の慣行としてなされていた取締役報酬の取締役による内々の決定を否定したのである。そして取締役や執行役(使用人兼務の場合の使用人報酬も含めて)の個人別の報酬まで報酬委員会で決定するところに特徴がある。報酬委員会はそれだけに強力な権限を付与されているのである。そのため、委員会設置会社では取締役の報酬を株主総会では決定しない。

報酬の決定は、場当たり的に行うのではなく、報酬委員会において取締役や執行役の個人別の報酬の内容に係る決定に関する方針を事前に定めなければならない(409Ⅰ)。報酬の決定はその方針に従わなければならない(409Ⅱ)。そして報酬内容を決定する場合、次のようにしなければならない(409Ⅲ)。

- i 額が確定している場合は、個人別の額
- ii 額が確定していない場合は、個人別の具体的な算定方法
- iii 金銭でない場合は個人別の具体的内容

(5) 委員会の運営

委員会は、当該委員会の各委員が招集できる(410)。委員会を招集するには、その委員は、委員会の日の一週間(これを下回る期間を取締役会で定めた場合にあっては、その期間)前までに、当該委員会の各委員に対してその通知を発しなければならない(411Ⅰ)が、委員全員の同意があれば招集手続きを省ける(411Ⅱ)。取締役や執行役は、委員会からの要求があれば委員会に出席して委員会が求める事項について説明をしなければならない(411Ⅲ)。

委員会の決議は、委員の過半数の出席¹³のもと、その過半数¹⁴で決する(412Ⅰ)。決議に特別利害関係がある委員は決議に参加できない(412Ⅱ)。

議事については議事録を作成し、出席した委員が署名、押印する(412Ⅲ)。議事録を電磁的記録で作成することもでき、この場合の署名は電子署名で行う(412Ⅳ、規則 225)。委員会の決議に参加した委員で、議事録に異議をとどめない場合、その決議に賛成したものと推定される(412Ⅴ)。議事録は10年間本店に備え置かれ(413Ⅰ)、取締役はその閲覧・

¹³ これを上回る割合を取締役会で定めた場合にあっては、その割合以上

¹⁴ これを上回る割合を取締役会で定めた場合にあっては、その割合以上

謄写ができる（413Ⅱ）。株主がその権利行使に必要な場合、債権者が委員の責任を追及するため必要がある場合、親会社社員がその権利行使に必要な場合は、裁判所の許可を得て閲覧・謄写ができる（413Ⅲ、Ⅳ）。ただし、会社・親会社・子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある場合は、裁判所は許可することができない（413Ⅴ）。

4 執行役

委員会設置会社においては、取締役は直接には業務執行を行わず、取締役会で選定した執行役が業務執行に当たる。重要な経営判断は取締役会で行うが、その範囲内で日常の業務の決定とその執行を執行役が行うことによって、業務執行とその監督の分離を徹底する趣旨である。

（1）選任・終任

（ア）選任

委員会設置会社においては、執行役を置かなければならず（402Ⅰ）、取締役会で選任する（402Ⅱ）。取締役の中から選任することもできる（402Ⅵ）。取締役と同様の欠格事由があり（402Ⅳ、331Ⅰ）、執行役の資格を株主に限る旨の定款の定めも許されない（402Ⅴ）。

選任する執行役は一人だけでもよいが上場会社のような大会社の場合、二人以上を選任するのが普通であろう。二人以上選任した場合は、取締役会において執行役の中から代表執行役を選定しなければならない¹⁵（420Ⅰ前段）。

（イ）終任¹⁶

任期は1年とされる（402Ⅶ）。これは、委員会設置会社の取締役の任期が1年とされている（332Ⅲ）ことに合わせたものといえる。

執行役は、取締役会の決議でいつでも解任できる（403Ⅰ）。ただし、解任に正当な理由がない場合は、解任された執行役は会社に対し損害賠償を請求できる（403Ⅱ）。

（2）権限

執行役は、委員会設置会社の実際の業務執行機関であり（418Ⅱ）、取締役会から委任された業務執行の決定も行う（418Ⅰ）。そして、代表執行役が会社を代表する（420Ⅲ、349Ⅳ）。その代表権は不可制限的である（420Ⅲ、349Ⅴ）。要は、監査役会設置会社における業務執行取締役と代表取締役の権限が執行役と代表執行役の権限に置き換えられるという理解が可能だと思う。ただし、業務執行取締役と代表取締役が取締役の中から選定されるため、業務執行機関はいわば取締役会と一体となっているのに対し、執行役と代表執行役は必ずしも取締役の中から選任されるとは限らないので、監督権限と執行権限が分離しているところに、委員会設置会社の特徴があるといえるのである。

（3）義務

¹⁵ 執行役が一人だけの場合はその執行役が当然に代表執行役となる（420Ⅰ後段）。

¹⁶ その他、欠員が生じた場合の処理は、役員欠員の場合とほぼ同じで、次の執行役が選任されるまではなお執行役としての権利義務を有し（403Ⅲ、401Ⅱ）、裁判所が必要があると認める場合は、利害関係人の申し立てにより一時執行役を選任できる（403Ⅲ、401Ⅲ）。一時執行役の報酬は裁判所が決める（403Ⅲ、401Ⅳ）。

会社と執行役との関係は委任の規定に従う（402Ⅲ）。したがって、他の役員同様、善管注意義務が存在する（民法 644）。また、取締役と同様の忠実義務、競業避止義務、利益相反取引避止義務がある（419Ⅱ、355、356、365）。

すでに述べたように、執行役は、3 か月に 1 回以上、職務執行状況を取締役会に報告しなければならない（417Ⅳ）、また取締役会からの要求があればいつでも取締役会に出席して説明しなければならない（417Ⅴ）。

その他、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに、当該事実を監査委員に報告しなければならない（419Ⅰ）。

執行役に対しては、取締役に対する場合と同じ要件で、監査委員や株主による違法行為差止請求を行使することが可能である（407Ⅱ、422Ⅰ）。

（4）代表執行役

すでに述べたように、代表執行役は会社の代表者である。代表取締役は選定されない。代表執行役は取締役会によって選定・解職される（420Ⅰ前段、Ⅱ）。

表見代表取締役による会社の責任と同様に、表見代表執行役による会社の責任も発生する（421）。

代表執行役の職務執行停止・職務代行者に関しては、取締役の場合の処理と同様で¹⁷（420Ⅲ、352）、代表執行役が欠けた場合の欠員処理は、委員会の委員が欠けた場合の処理と同様である（420Ⅲ、402Ⅱ乃至Ⅳ）。

¹⁷ 条文構造からすると、代表権のない執行役に職務代行者の権限についての規定は適用されないようであるが、代表権のない執行役に仮処分としての職務執行停止・職務代行者の選任が認められないわけではないであろうから、そこで選任された職務代行者の権限を常務に限る必要はないという趣旨なのであろうか。